

○宮崎大学教育学部附属学校学校関係者評価委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

改正 令和 3 年 3 月 19 日 令和 5 年 7 月 5 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学教育学部附属学校規程第 7 条第 3 項の規定に基づき、教育学部の附属小学校、附属中学校及び附属幼稚園（以下「附属学校園」という。）に当該学校園の保護者など学校関係者（当該学校園の職員を除く。）による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行うため、附属学校学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 附属学校園が行った自己評価の結果を踏まえた評価
- (2) その他学校関係者評価に必要な事項

(組織)

第 3 条 附属学校園ごとに委員会を置き、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属学校園統括長
 - (2) 附属学校園園長又は校長（当該附属学校園の職員を除く。） 1 名
 - (3) 附属学校教頭（当該附属学校園の職員を除く。） 1 名
 - (4) 当該附属学校園学校評議員
 - (5) 当該附属学校園の幼児、児童又は生徒の保護者代表 1 名
 - (6) 附属学校園園長又は校長が推薦した者
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の委員は、異なる附属学校園から選出するものとする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第 5 条 委員会に議長及び副議長を置き、議長は第 3 条第 1 項第 1 号の委員、副議長は同項第 2 号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、委員会を招集し、主宰する。
- 3 副議長は、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、教育学部附属学校係において処理する。

附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 5 年 7 月 5 日から施行する。